

東京都キャップ&トレード制度  
第4回「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」

令和5年2月1日（水曜日）  
14:00～16:20 オンライン会議

1 開 会

- (1) 東京都あいさつ
- (2) 委員紹介

2 議 事

- (1) 第四計画期間の東京都キャップ&トレード制度及び地球温暖化対策報告書  
制度の検討に関する意見表明について

3 閉 会

**【配布資料】**

資料1 削減義務実施に向けた専門的事項等検討会 委員名簿

資料2 意見表明タイムスケジュール

資料3 第四計画期間の東京都キャップ&トレード制度及び

地球温暖化対策報告書制度の検討に関する意見表明

資料4 今後の制度検討スケジュール

参考資料 削減義務実施に向けた専門的事項検討会設置要綱

## 1 開 会

### (1) 東京都あいさつ

### (2) 委員紹介

○大谷総量削減課長 定刻になりましたので、ただいまより第4回東京都キャップ&トレード制度「削減義務実施に向けた専門的事項等検討会」を開催いたします。

私は、東京都環境局気候変動対策部総量削減課長の<sup>大谷</sup>でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

本日、皆様にはお忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。既に御案内のとおり、本日の会議は公開で行うこととなっております。議事進行中、傍聴の方は御発言できませんので御承知おきください。

なお、本日の会議資料につきましては、東京都環境局のウェブサイトにも既に掲載をしておりますので、傍聴の方は必要に応じて御参照いただければと思います。

これまで開催をしております第1回から第3回までの検討会におきまして、2030年までに、都内の温室効果ガスを半減する「カーボンハーフ」の実現に向けた新たな削減義務率や、さらなる省エネ及び再生可能エネルギーの推進、またトップレベル事業所認定制度の強化や地球温暖化対策報告書制度の強化などについて、事務局案を提示してまいりました。

本日の第4回の検討会では、制度対象事業者及び関係団体の皆様から意見表明をいただく場としております。昨年12月8日から本年1月16日まで、意見表明を希望される方を募集しましたところ、合計4者の皆様から公募をいただきました。本日は御応募いただいた皆様から御意見をお聞きし、より良い制度を目指していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは次第に沿って進めてまいりますので、本日もどうぞよろしくお願いいいたします。

続きまして、本検討会の委員及び臨時委員の皆様の御紹介でございますが、今投映しております資料1のとおり、委員及び臨時委員の皆様は前回と同様でございますので、個別の御紹介は控えさせていただきます。

それでは、これからの議事の進行につきましては、高村座長にお願いしたいと存じます。

高村座長、どうぞよろしくお願いいいたします。

## 2 議 事

### (1) 第四計画期間の東京都キャップ&トレード制度及び地球温暖化対策報告書制度の検討に関する意見表明について

○高村座長 ありがとうございます。委員の皆様、それから本日ヒアリングに意見表明に来てくださいました皆様、どうもありがとうございます。

本日は、第1回から第3回まで検討会で議論をしております削減義務率等をはじめ

とした第四計画期間の制度内容について、それに関わる事項について、制度対象事業所、そして関係団体の皆様から御意見をお伺いする場と聞いております。

意見表明の皆様におかれましては、それぞれ順次、意見に関する御説明、それから、それを受けて委員の皆様から御質問をいただき、それに回答をお願いするという予定であります。

なにぶん限られた時間でできるだけ様々な意見交換をしてみたいと思いますので、意見表明の発言の際、資料投影ですとか、あるいは時間管理など、事務局も進行に御協力をお願いしたいと思います。

それでは、これから制度対象事業所あるいは関係団体の皆様からの意見表明を開始したいと思います。

その前に、まず初めにこの意見表明の進め方について、事務局から御説明をお願いしたいと思います。あわせて、最初の意見表明者の御紹介も事務局よりお願いしたいと思います。準備が整いましたら、続いて意見表明もお願いいたします。

それでは、事務局から御説明、最初の意見表明者の御紹介をお願いできますでしょうか。  
○事務局 初めに事務局のほうから、意見表明の進め方について御説明させていただきます。

次第にて御案内しておりますが、意見表明者の皆様においては、五十音順で意見表明を行っていただきます。なお、大変恐縮ではございますが、説明は10分程度でお願いいたします。開始のタイミングは事務局がお知らせいたします。また開始後10分が経過しました際には、事務局側がベル音にてお知らせしますので、目安としていただければ幸いです。その後、委員の皆様との質疑を15分程度予定しております。

なお、意見表明者の皆様から、検討会委員の皆様及び事務局への質問はできませんので御了承いただきたいと思います。

進行方法の説明は以上でございます。

それでは、1番目の意見表明者を御紹介いたします。1番目の御説明は、飯野海運株式会社様となります。

飯野海運株式会社様、発表の御準備の方はよろしいでしょうか。それでは、発表のほうをよろしくお願いいたします。

○飯野海運株式会社・蔵谷氏 飯野海運株式会社サステナビリティ推進部の蔵谷と申します。本日は意見表明の機会をいただきありがとうございます。

まず、飯野海運という会社なので、今回あまり関係ないのではというふうに思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、弊社は海運業のほか不動産業、ビルの賃貸をやっております。特に千代田区にあります飯野ビルのオーナーであり、管理をしております。

飯野ビルについてはトップレベル事業所認定を2020年に2回目を受けておりまして、特定事業所が飯野ビル含め2か所、2事業所ございます。

早速ですが、(1)の「削減義務率と2050年に向けての削減」というところからございま

す。現状、削減義務率 50%というのは非常に厳しい、このままでは達成できません。達成できないのでそのままにしておくわけにもいかないので、では、どうしたらいいのかというところですが、設備の更新等についても、まだ法定償却期間を終えておりません。また、省エネ対策というのもテナントさんと合わせてこれまでずっとやってきました。

ということで、現要件では達成できないというところで、何かしらの要件の変更を東京都にお願いしたいと思っております。

さらに 2050 年ゼロエミッションという目標を東京都のほうは掲げておりますが、現状の制度の中では、削減義務というのは全事業所にあるのですけれども、罰則というのは大企業の大規模事業所のみです。このまま行けば、たぶん罰則がなければ、実際に義務率を達成できないところが多々あると思うのです。その辺のところ、企業の事業者の規模、あと事業所の規模別の 2050 年に向けてのゼロという、そのロードマップというのを東京都には示していただきたいと思っております。

(2)の「再エネ導入の促進策」ということですが、企業は東京都の条例だけを達成できればいいものではなくて、国の法律、その他イニシアチブにも対応しなければ、株主等のステークホルダーの認知は受けられません。それが株式会社、会社の使命です。

ということで、現状、法律と法律その他の制度と東京都では要件に違いがあります。この辺を調整していただければというふうに思っております。

具体的に申し上げますと、温対法とか、RE100 CDP、SBT 等々ございますけれども、この辺の調整を、ぜひ東京都のほうから国に向けて発信していただくということが望ましいと思っております。

(3)の「超過削減量の有効期間」というところで、第一計画期間から始まっているのですけれども、企業としては、その時期その時期、お金と人をかけて対策を立てております。それで得た超過削減量の権利に関して、有効期間があるというのはどういうことなのだろうと思えます。

東京都さんは東京都さんでいろいろ言い分はあるのでしょうけれども、これは事業者の努力を全く無視しているものだと考えております。その辺のところの変更を期待するものでございます。

意見は以上でございます。ありがとうございます。

○高村座長 どうもありがとうございます。

それでは、今、飯野海運様から表明されました御意見、御説明につきまして、委員の皆様から御意見、あるいは御質問がございましたら教えていただければと思えます。委員の皆様はよく御存知だと思いますけれども、意見、御質問をなされたい場合には Zoom の挙手機能をお使いいただいて、希望をお知らせいただけるとありがたく思います。いかがでしょうか。

それでは、諸富委員、お願いいたします。

○諸富委員 委員の諸富でございます。御発表ありがとうございます。よく分かりました。

(2)の点についてのみコメントと御質問をさせていただきます。あくまでも、委員としての

考え方ですが、確かに国の法律・法令もございます。東京都が今回やろうとしていることもございます。その中で、規制や法令が国と都で違う、あるいは国の中でもいろいろと違うことによって、事業者の皆様異なる規制体系に対する遵守が複雑になってきて、御負担をかけるという点については、もちろん私もよろしくないとは思っています。

ただ、東京都の政策が、例えば先進的であり過ぎることによって困る、だから遅れ手のほうにそろえてほしいと、もしそういうニュアンスを含んでいるのであれば、それは個人的な意見としてはよろしくなく、東京都がやろうとしていることはむしろ先端の取組を事業者の方々にお願ひする、一番目のコメントで大変厳しいということもございましたが、ただ、ゴールはやはり脱炭素化に向けて、日本全体としても進まなければいけないし、特に東京都は中でも先端的な取組を事業者の皆様にお願ひして、それをむしろモデルにして、スタンダードにして全国に広げていく、そういう役割を東京都がやろうとしていることは意義を持っているのではないかと個人的には思っております。

なので、かつてはともかく、今はむしろ株式市場においても、東京証券取引所がTCFDをプライム市場に上場するには条件をつけていますように、非常に先駆的な取組、そして取組の情報開示を求めて、そういった企業ほど競争力が高まる、投資も集まるようになってきていますので、我々としてむしろ事業者の皆様には、大変かもしれませんが先駆的な取組を求めたいという立場で議論させていただいております。

質問ですけれども、省エネだけではなくて再エネの努力が認められていくことになりませんが、例えば再エネをどのようにして調達して増やしていく御努力をされているか。それはどの程度可能で、または困難なのかということについて御教示いただければと思います。

様々なコーポレート PPA だとか、非化石証書だとかいろいろな方法がございますけれども、今どのような御努力をされていて、それはコスト面とかいろいろな面で、何かこれだけ大変だと、なかなか東京都が求めるようには再エネを増やすのは難しいということがございましたら、その点も併せて御教示いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○高村座長 ありがとうございます。それでは、飯野海運の蔵谷様、もしよろしければお答えをいただけますでしょうか。

○飯野海運株式会社・蔵谷氏 弊社は、まず飯野ビルの屋上に太陽光発電を昨年5月に設置いたしました。ただ、屋上という限られた広さの中での発電量というのは、電力使用量の割合から見ると非常に小さいものです。ただ、まずやってみようというところでやり始めました。

それと、非化石証書につきましても、2021年から2030年まで10年間あるのですが、毎年10%ずつ増やして、2030年には飯野ビルは100%非化石証書を、電力使用量の100%を非化石証書にするというような計画を立てて、去年、今年と、実際に対応しております。

ただ、これもただではないのです。ただではないですし、手続も必要。あと今後の非化石証書の需給バランスによっては、購入できるかどうか分からない。今も現状入札ですし、

どうなるか分からないという不安定な中での対応というところで、今後の対応についても幾ばくかの不安はございます。

ただ、現状対応していることについては、以上申し上げた内容でございます。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。諸富委員のほうから、何かフォローアップの御質問はございますか。

○諸富委員 コストや調達不安定性、不確実性については分かりました。もしコスト面で不安があるとか、つまり、省エネ・再エネの対策を取っていくのに非常にコストがかかるとか、その辺りはどうでしょうか。

○飯野海運株式会社・蔵谷氏 金額を申し上げることはできませんけれども、たぶん皆さんが思っている数字では桁が違うと思います。あと、非化石証書につきましては、今も JEPX さんが単価とか大体の数字は出しておりますけれども、あくまでも現状の数字ですので、今後どうなるかというところについては、我々は分からない状況になっております。

あと、電力使用量がやはり多いですから、単価が安くてもトータルの金額は相当なものになると。決して経営において影響のないものではないと認識しております。以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして遠藤委員、その後、堀江委員お願いいたします。

遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 御意見表明ありがとうございます。遠藤です。1点私から確認ですが、御社のビルでは省エネについては既に取組が非常に進んでいると私自身は認識しておりまして、そういう意味では、省エネ努力としては限界があるのご意見かと思いました。

そういった中で、今回東京都さんとしては、省エネ余地としては大体基準排出量から 37% ぐらいを MAX で見込んでいて、そういった想定で、残りをそれ以外の手段でというシナリオになっているのですが、そういう意味では、御社の場合の御意見というのは、その 37% 程度は既にクリアされているという前提の認識でよろしいかどうか確認させてください。

○飯野海運株式会社・蔵谷氏 これは事業所によって違うのですが、事業所によっては、もう既にクリアできているところもあります。もう一つはできていません。それは設備をより効率のいいものに替えればよいというような御意見もあると思いますけれども、やはり法定償却が終わらない設備をそう替えるわけにはいかないです。除却損を出してまでやるのでしょうか。その辺の御理解は、やはり東京都のほうでも必要かと思っております。

あくまでも、やはり会社あってなので、極端に言いますと、地球を守っても人を守れない場合もあるわけです。制度を守ることによって会社が駄目になる場合もあるわけです。その辺は非常にシビアに考えています。

あと余力が十何パーセントあるというところを、ではどのようにするのですかというところ。現状は非化石証書やカーボンニュートラルガスとか何も認めていただけていない。その中で、さらに何をやればいいのかというところは、今、非常に悩んでいるところ

です。以上でございます。

○遠藤委員 ありがとうございます。

○高村座長 それでは、堀江委員お願いいたします。

○堀江委員 御意見表明ありがとうございます。実態をよく教えていただいているかと思えます。私も、再エネに関して若干のコメントと御質問になります。言うまでもなく、この検討会でもいつも話していることとしまして、まずは省エネ、その次に再エネですけども、再エネも、まずはオンサイト、そして追加性のある再エネ、そしてそれができない場合は追加性がないもの、そして最後にオフセット、クレジットのようなものという、そういう順番だよねという話をしています。

その中で、再エネ策として御説明いただいたところが非化石証書のお話に限られていたところがありまして、現実適地の問題などで難しい事情はあるのだろうとは推察はするのですが、やはり追加性がある再エネ、まずは自社グループでどこかに建てて自己託送する、ないしは他社（者）から買うというコーポレートPPA、バーチャルを含めまして、その辺の御検討状況、ないしは御検討したけれども難しかったとか、そういう事情があれば教えていただきたいというのが1点目です。

もう1点は、カーボンニュートラルガスのお話が、国際イニシアチブの整合性という観点から出されていらっしゃるのですけれども、これは御存じかと思えますけれども、SBTなどを中心とする国際イニシアチブのほうでは、オフセットというものは、極めて限定的に残りの10%ぐらいのところの最後の残余分についてオフセットするという形以外は認めないという方向になっているという議論はあると思えますけれども、その辺のところについて、御存じの上でこのカーボンニュートラルガスというところを、正直そういう意味では国際イニシアチブとは整合しないのですけれども、でも認めてほしいという、そういう御意見かという点、2点教えていただければと思います。

○高村座長 ありがとうございます。それでは、蔵谷様お願いいたします。

○飯野海運株式会社・蔵谷氏 まず、自己託送の件ですけども、自己託送は現状使用量の10%しか駄目なのです。ということで、検討はしていないわけではないのですけれども、10%ということであまり効果がないのかなと。あとPPAについては、やはり企業なので、採算のことは考えないといけないというのが懸案事項としてあるということです。

それからカーボンニュートラルガスですが、もう認めていただかないと、現状、本当のガスはどこにもないです。どこのビルもそうですが、主にもう電気とガスなんです。全部を電力で賄っているところもあるのかもしれませんが、ガスを使っているところは今何もないのです。ガスは永遠に残るわけです、ガスの使用分は。それを全部電化にしなさいということでしょうかということです。それもやはりただではありませんし、現状できるのかというところの設備的な問題もあります。以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。堀江委員から、何かフォローアップの御質問はありますか。

○堀江委員 大丈夫です。ありがとうございました。

○高村座長 ありがとうございます。委員から、ほかに御質問、御意見御希望はありますか。

私から一つ、蔵谷様にお尋ねしてもよろしいでしょうか。幾つか運営されているビルのところで、今の飯野ビルのように、非常に省エネ対応が既に進んでいるビル、それに対してそうでないものもあるという御趣旨の御回答がありました。これは、特に課題といたしましょうか、制度上配慮が必要だと考えていらっしゃるの、やはり省エネ対策がかなり進んでいるビルと不動産に対して、とりわけそこに配慮が必要ではないかという御趣旨と理解してよろしいでしょうか。

○飯野海運株式会社・蔵谷氏 おっしゃるとおりです。その分の配慮は何かしていただいているのかというところです。

○高村座長 ありがとうございました。お持ちのビルの中で、当然まだ省エネの余地があるところについては当然取組があり得るけれども、もうかなり省エネが進んでいるところの建築物と不動産対策がどうあるべきか考える必要があるという御提起と理解いたしました。

ほかに委員から、御質問、御意見はございますか。よろしいでしょうか。

蔵谷様、御説明、質疑、ありがとうございました。よろしければ、引き続き御参加いただければと思います。

○飯野海運株式会社・蔵谷氏 今後ともよろしく願いたします。

○高村座長 ありがとうございます。

続きまして、次の意見表明者の御説明に移りたいと思います。次の意見表明者の御紹介を、事務局からお願いをし、準備が整いましたら御説明をお願いできればと思います。

○事務局 事務局でございます。続いて2番目の意見表明者を御紹介いたします。

2番目の御説明は、一般社団法人東京ビルディング協会様となります。一般社団法人東京ビルディング協会様、資料の投影をよろしく願いたします。発表の御準備はよろしいでしょうか。

○一般社団法人東京ビルディング協会・安藤氏 東京ビルディング協会の常務理事をしております安藤と申します。本日は、意見表明の機会を設けていただきまして、誠にありがとうございます。それでは説明をさせていただきます。

まず、東京ビルディング協会について御紹介をさせていただきます。

当協会はオフィスビルのオーナーを会員とする一般社団法人でございまして、大手のデベロッパーのほか、中小のビルオーナーが会員としております。全国で19の協会があります。それを束ねる連合会組織の中核団体として活動もしております。

具体的な活動につきましては、都市政策や地球環境をはじめとしたいろいろな政策課題についての委員会活動、政策提言であるとか、要望の活動、あるいは各種の講演会や説明会などをはじめとする様々なビル管理運営に関する情報提供などを行っているところでございます。

本日の御意見表明といたしまして、キャップ&トレード制度とトップレベル事業所の認

定制度について意見を述べさせていただきます。

まず初めに、削減義務率についてでございます。

今回削減義務率については原則として 50%ということで、再生可能エネルギーの利用や調達なども考慮した形で、基本的な考え方について移行していくということについては賛同いたします。昨今のもろもろの状況を踏まえると、妥当な考え方だろうと考えております。

その一方で、御承知のように、エネルギーの供給見通しについては、昨今の様々な情勢の下で非常に不透明な点も多いのだらうと思います。当然日本政府を挙げて目標を立てて取り組んでいるところでございますので、ビル事業者としても、全面的に協力をしていく姿勢ではございますが、実際の供給状況、例えば、排出係数の改善の動向であるとか、再エネ電力、あるいは証書といったものの市場の動向についても、これはやはり将来的なところを明確に見通すことはできない状況ではないかと思っております。

そういった足元の状況も踏まえた上で、年度年度、あるいは計画期間終了時の達成状況の評価というものを、50%ということを取りあえず決めたらそれから動かさないということではなくて、足元の状況を踏まえた柔軟な対応をお願いしたいという意見でございます。

二つ目は、義務履行手段についてでございます。

今回義務履行手段のうち、再エネ由来証書の活用についてもお認めいただくという方向で検討をされていると理解をしております。その際、グリーンエネルギー証書のほか、再エネ指定の非化石証書についても加えるということで資料のほうには記載されておりますが、もしかすると誤解、見落としがあるかもしれません、Jクレジット、再エネの関係のJクレジットについては表現・表記が見られないようでございます。

Jクレジットにつきましては、御承知のとおり国も関与する形で認証される制度でございます。全てではありませんが、再エネの関係については、非化石証書の再エネ指定とか、グリーンエネルギー証書と同様の価値を有するものだとして理解しております。経団連のほうでも、カーボンニュートラル行動計画の目標達成に活用可能となっておりますので、これについても対象となることを明確にさせていただければと思います。

また、クレジット制度については、かなり国を含めていろいろと新たな創設、あるいは改変も適宜行われているようでございますので、こうした状況も踏まえて、柔軟かつ幅広く、この対象については御検討いただければと考えております。

三つ目は、削減義務率の緩和措置についてでございます。

御検討の中で、下に表の写しを載せておりますけれども、区分 I-2、これは地域冷暖房等のエネルギー供給が 20%以上の事業所につきましては、2%減の 48%という義務率を設定するというので、これは従来から同様の緩和をするという方針だと理解しております。

ただこれは従前から私どもの業界から申し上げているところでございますけれども、2%そのものの具体的根拠があまり明確でない、下に考え方も示されておまして、熱源の設備更新等による削減が、困難性があるということ踏まえたものと記載をされておりますけれども、実際に、恐らくこの 2%というのは何らかの中立的なものを根拠に出されているも

のでございまして、地域冷暖房のエネルギー割合というものが非常に高い物件もございます。

また今回区分の I-2 ということですが、当然 50%の削減率をつくる段階で、再エネ電気の調達等による排出係数の改善余地というものを相当数見込んだ上での数値設定になっております。

これは、当然地域冷暖房の熱源が大きいものについては、再エネ電気の調達等による改善については割合として非常に小さくなるわけございまして、ここら辺についても十分な考慮が必要ではないかと考えております。

物件によっては、コジェネであるとか地域冷暖房による熱供給の割合が 50%を超えるような物件もあると会員からは聞いておりまして、そうしたものについては、この係数改善による大幅な削減の見込みというのは非常に難しいものでございますので、さらなる緩和措置、あるいは先ほども話に出ましたが、カーボンニュートラルガスによる排出削減の評価についても、一定の条件がつくのだろうとは思いますが、一定御検討をいただければと考えている次第でございます。

四つ目は、排出量取引でございます。

今回の検討で、超過削減量の創出対象については、省エネ対策、それから再エネの導入について限定すると伺っております。先ほどもございましたが、国際的なイニシアチブの、例えば RE100 でも 15 年限定みたいな形で、追加性あるいは持続性みたいなものも考慮した上で、一定の上限はつくとしても、再エネ電気、あるいは再エネ由来の証書による削減分というものも、整合性を取る形でお認めをいただきたいと考えております。

また、排出量取引については事業者同士の相対取引を前提としておりますので、手続に相当のかなりの時間とコストを要すると伺っております。それゆえに、あまり有効に活用できていないという状況ではないかと思っております。事業者のインセンティブを高める意味でも、また、今後御説明もありましたが、取引量が増大をしていくという見込みがあるのであればなおさらのこと、東京都さんとして、市場の整備というものに取り組んでいただければと考えております。

五つ目は、公表内容の充実でございます。こうしたカーボンニュートラルに向けていろいろ取組が進む中で、情報の活用をということを含めて、公表内容の充実を図っていくということについては賛同いたします。

東京都によるオープンデータ化ということも、必要なデータであれば進めるべきだと思っておりますが、ただ、むやみやたらに情報を出すということは、逆に言うと事業者から様々な情報を報告させるということになりますので、これは国の省エネ法に基づく提供報告書の見直しも進めてられておりますけれども、平仄を合わせる、整合性を取る形で、行政によって内容が異なるということで事業者の負担が増えることがないように御配慮いただきたいと思っております。

また個別の事情はいろいろあると思いますが、事業者によっては、時々やはり経営上の問題があるとする場合には、そうした個別事情にも配慮した上で取扱いをしていただければ

と思っています。資料のほうにも、非公表を希望する事業者に対して一定の配慮をしていた  
だく旨の記載もございます。こうした点について御検討よろしくお願いたします。

最後は、トップレベル事業所の認定制度についてでございます。

認定取得のインセンティブとして、これまでは削減義務率の緩和という措置がございま  
した。一定程度先行して先駆的に取り組んできた事業者に対して、削減義務率を2分の1、  
あるいは4分の3という形で緩和をしていただく制度とリンクする形で、この認定制度が  
位置づけられておりました。

今回再エネの導入ということも含めて、制度の見直しが行われるわけでございますけれ  
ども、この環境貢献に関する多くの認証制度が今存在している中で、先ほど申し上げた排出  
量取引の市場性がまだまだ低いという現状において、この超過削減量の発行上限撤廃とい  
うことだけでは、メリット、インセンティブとして魅力に欠けるという声が会員からは非常  
に多く寄せられております。

もう少し直接的な補助金、あるいは税制、容積割増などの実質的な支援措置ともリンクす  
るような制度として位置づけていただくと、こうした認定制度についての取組も進んでく  
るのではないかと考えている次第でございます。

以上、私どもの当協会からの御意見でございます。ありがとうございます。

○高村座長 東京ビルディング協会の安藤様、どうもありがとうございます。

それでは、ただいまいただきました御説明につきまして、委員の皆様から、御意見、御質  
問ございましたらいただければと思っております。同じように手挙げ機能をお使いきださ  
い。

それでは、村上委員お願いたします。

○村上委員 ありがとうございます。委員の村上でございます。意見表明と御説明ありが  
うございました。一つ目の御意見のところの一つ御質問がございます。義務率に関して柔軟  
な対応が必要ではないかという点でございますが、50%は義務率というか、目標としては最  
初から柔軟にしておくわけにはなかなかいかないと思うのですけれども、何か達成が非常  
に難しくなるような、こういう状況が起こったときにはといったなにかがしかの状況を想定  
しておくべきというような御意見か、要は保険でいうところの不可抗力とは何かといった  
ようなことを想定しておくべきというような御意見なのか、この柔軟な対応というところ  
をもう少し具体的に、もしあれば教えていただければと思いました。以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、安藤様、もしよろしければお答えいただけますでしょうか。

○東京ビルディング協会・安藤氏 御質問ありがとうございます。あくまでも現時点での目標  
でございます。将来的なものについて明確に見通すことはできないと段階でございますの  
で、つまり2030年、まだもう少しばかり時間があります。この段階において、需給の見通し  
として立てている電源構成なり、あるいは再エネの市場なりを含めて、排出係数の改善も、  
これは事業者としてはいかんともしがたい部分でございますので、供給側が見込みどおり

の対応ができていないということであれば、50%の目標を達成できていなくても、これは当然条例による義務でございます。罰則もかかるような非常に厳しい制限でございますので、その時点で当然その取扱いについて柔軟に対応していただきたいという意味でございます。現時点で既に義務率を何か緩和するということが自体を申し上げているわけではございません。

○村上委員 ありがとうございます。

○高村座長 それでは、諸富委員、お願いできますでしょうか。

○諸富委員 御発表ありがとうございました。スライドに沿って、まず3ページを映していただいていいでしょうか。Jクレジット（再エネ）も対象にということですが、私も確かにこれが入ってもよいのではと思ったのですが、再エネ指定のJクレジットですかね。再エネプロジェクトから発生したJクレジット、これは逆に事務局に対する質問ですが、これを除外した理由があると思うのですが、それを御教示いただければと思います。

それから次のスライドの4枚目、カーボンニュートラルガスについて評価していただきたいとのことですが、つまり熱ですから、大体天然ガスを使って熱供給していると思うのですが、そのガスについてクレジット等を購入して、ニュートラル化したものを認めてほしいということだと思うのですが、これはコストがかかるのではないですか。これは経済性があるのでしょうか。つまりカーボンニュートラルガスの現実性がどこまであるのか、御意見をお伺いしたいと思います。

あと次の5枚目、こちらの東京都として簡易で利便性の高い取引の仕組みを整備ということなので、これはポジティブな御提案をいただいたと思いますが、もっと取引をこういう形で、要するに市場取引をしたいというニーズが会員の皆様にあるということの理解でよろしいでしょうか。例えば、国がやろうとしているこの4月から始めようとしている自主的な排出量取引、東京証券取引所のマーケットを使うということになっていきますけれども、例えばそういうところのほうがいい、もっと取引したいニーズがある、けれどもその取引コストを下げてくださいという要求ということではよろしいでしょうか。

あと、これは事務局に質問になるのですが、私の理解では、この制度を創設したときに、産業界の方々から取引というものに対する警戒感がものすごくあって、あまり取引に頼らない制度としてこの制度を設計したということから、あまり取引の利便性については、配慮しなかったと言うとちょっと言い過ぎになりますけれども、市場等を使って、当時どういう批判だったか、すごく投機的になると。第三者が入ってきて投機で価格が翻弄されてという批判があったと思うのです。

なので、そういうところの考慮から取引をあまり活発にはしていなかったように思うのですが、今後そういう展開もあり得ると思うのです。その点について、事務局の御見解を伺いたいと思います。以上でございます。

○高村座長 ありがとうございます。今、事務局にも御質問が参りましたが、今の時点で可能ならばお答えいただこうと思いますが、先に、申し訳ありません。安藤様からお答

えいただけるところをお願いできますでしょうか。

○東京ビルディング協会・安藤氏 カーボンニュートラルガスの話がございました。実際のこれにかかるコストというものについては、正直手元に数字があるわけではございませんが、一定既にコストを払ってこれを導入している企業もございます。また、地冷の事業所については、積極的にその方向で御検討、実践もされていると伺っております。

そうしたコストを払って貢献をしているというところが、今回の制度の中で一切評価されないということについて問題視をしております、そこは何らかの評価があつてしかるべきではないかと。

あるいは、その前段に書いてある削減義務率の2%ではなくて、もう少し状況に応じてさらなる緩和という措置があれば、それはそれで一つの方法なのではないかと思いますが、恐らく2%というのは、何らかのデータを根拠にして、非常に、何て言いますか、前の計画時点での数値であつて、こうした電力、再エネ電気、こういったものを考慮した削減率の考え方が抜本的に前計画から変わってくるわけでございまして、その辺も十分踏まえて、しかも地冷などを含めた熱供給の割合が、これは20%以上ということで一律に設定されておりますが、5割近いところもございまして、いろいろあるわけでございます。

もう一方で、今回資料のほうにはつけておりませんでした、意見のほうでは出していませんが、電化率に応じて緩和措置を3%程度設けるという措置も検討会のほうで議論があるわけでございますけれども、これも電化率が2割以下の事業所を対象にということで、かなり限定的な対象となっているわけでございまして、そういったことも総合的に勘案して、ビル事業者の中には、電化の割合が様々であり、また省エネの余地が非常に小さい事業者もいるということをも十分に考慮して、目標値を、義務率を設定していただきたいという趣旨でございます。

○高村座長 ありがとうございます。

諸富委員のほうから、何かフォローアップで御質問、御意見ありますでしょうか。事務局には後でお答えいただきます。

○諸富委員 排出量取引制度の取引ニーズ、市場取引をやりたいというニーズがあるということですかという確認だけお願いします。

○東京ビルディング協会・安藤氏 今は相対の取引で、金融機関などが仲介に入って取引があつて、実績もあると伺っておりますが、やはり時間とコストが非常に大変です。これから取引量を増やしていこうということであれば、いわゆる取引所みたいなもので、もう少しリーズナブルに取引が行われれば市場も活性化しますし、決して投機的になるということだけではなくて、取引制度がある以上、それを円滑に運用ができるのではないかと、そういう理解でございます。

○諸富委員 ありがとうございます。

○高村座長 ありがとうございます。

事務局の質問は後でまとめてと思っております。

それでは、大野委員、お願いできますでしょうか。

○大野委員 ありがとうございます。まず、ビル協様から冒頭に全体に 50%削減を目指す大きな方向について御理解いただいているということについて、大変良かったと思います。ぜひ一緒に取組を進めていければと思います。

その上で2点あるのですけれども、一つは、ほかの方からも出ていましたけれども、Jクレジットとカーボンニュートラルガス、今の案ではこれを認めないという方向になっています。これがどうしてかということですが、これは事務局からまた後で説明があるかもしれませんが、私が認識をしているのは、高い削減目標を立てて事業者の皆さんに取り組んでいただく。そういう御努力が国際的にも確かにしっかりとした削減対策であるとしていく、認められるものである必要があると思っています。

御承知と思いますけれども、今そういう意味では、2030年までに大幅な削減をして、2050年カーボンニュートラルということについては、これに反対をされた方はあまりいない。その中で議論になっているのは、削減をしようと言っているけれども、その削減努力というのは、本当に実際に温室効果ガスの削減につながっているのだろうか。削減しようと言っておきながら実際には削減しない、それはグリーンウォッシュとみなされるという議論も出ているわけです。

そうすると東京都の制度というのは、その制度のつくり自体が、その制度に従って事業者の皆さんが御努力されたものが、本当にしっかりと国際的にも評価されるものにしなければいけないという認識があるのだと思うんです、つくっている側については。特に東京のテナントの場合には、国際的な海外の企業の方も多いです。そうすると、当然そういうふうに気にされているということだと思うのです。

そういう観点から、このJクレジットの再エネとカーボンニュートラルガスを見たときに、国際的に評価されるものなのだろうかということ。Jクレジットの再エネというのは、これは自家消費分をクレジット化したものです。そういう意味では、歴史的にそれが必要だった時代もあると思うんですが、今は、例えば家庭部門でもどこでも、全ての部門で削減対策が認められると。自分の家で消費したものを、それをまたクレジットからにすると、結局二重換算になってしまうわけですね。全部門で減らさなければいけないので。

そういう意味で、Jクレジットの再エネ分というのは、少し制度として、今の時代にはもう合わないものになっているのではないかと私は考えています。そういう意味で、東京都の制度の中で、家庭で減らしたというものをもう一回事業所の方が使うというのは、妥当ではない、国際的には評価されないだろうと思っています。

カーボンニュートラルガスも、これは先行きメタネーションなどで、本当に自然エネルギー電力で使ったメタンガスが出てくればまた話は別ですが、今はこれも現状出ているのはクレジットです。クレジットについては、先ほど堀江委員からも御指摘がありましたけれども、基本的には認めない方向になっていますので、やはり東京の事業者の方が、東京都の制度がカーボンニュートラルガスを使ってもいいですよというのをしてしまっ、事業者の

皆さんもそれを使われると、せっかく御努力されて、あるいはコストも払われてカーボンニュートラルガスで CO2 削減したのに、国際的には評価されないということになってしまうと思うのです。

そうではあってはいけないと思いますので、あえて国際的に評価されないものは使わないという考え方があるのだと思いますけれども、そういう考えについて、どのように御認識かということについては御質問したいと思います。これが1点目です。

もう1点は、やはり排出量取引のところですが、これも諸富委員が言われていましたけれども、制度をつくる時には、東京の事業者の皆さんからは、あまり取引に頼るのはよくないという議論が相当あったんですね。今後仮に排出量取引をもっとやりやすいようにするという考え方は当然あると思うのですが、もし何か具体的にこんなふうな形にしたらいんじゃないかという御提案がもしあれば、ぜひ伺いたいということでもあります。

以上2点、よろしくお願ひしたいと思います。

○高村座長 ありがとうございます。前半は御説明をいただいて御意見をいただいていると思います。後半は御質問だと思いますけれども、安藤様、いかがでしょうか。

○東京ビルディング協会・安藤氏 1点目についてでございます。その国際的な評価が違うということについては、私もそれほど理解をしているところではないのですが、やはりJクレジットも国が関わって進めていて、実際はそれを取得している事業者もいるわけでございます。東京都さんが、非常に厳格に対応されるということも、これも政策的な意味があるのだらうとは思いますが、そうであるならば、やはり国を含めて何らかの統一を図ってそちらに誘導するということをしていただかないと、事業者は大変混乱し、また無駄な投資をするということになっておりますので、その辺については、十分に考慮した上で制度設計をしていただければと思います。

2点目の御質問が理解できなかったのですけれども。

○高村座長 大野委員の御指摘は、取引をしやすくするような仕組みなり工夫という、具体的なもし御提案がありましたらということだったかと思います。

○東京ビルディング協会・安藤氏 これはもう私としては具体的なものがあるわけではございませんが、今、相対取引、仲介の金融機関などが間に入ってということなんです、個別に情報を得てやり取りをしているわけでございます。もう少しオープンな形で何か情報が出て、出す側と受け取る側というもののニーズをマッチングするシステム、いわゆる取引所みたいなものについての感じでしょうか。ただ、あくまでも東京都さんの制度ですので都内に限られるということで、市場としては限定的なのだらうと思いますけれども、そういったものをイメージしての御提案でございます。

○高村座長 大野委員から、フォローアップ何かございますか。

○大野委員 よく分かりました。どうもありがとうございました。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、田辺委員、お願ひできますでしょうか。

○田辺委員 田辺です。御説明ありがとうございました。2点質問させていただきたいんですけども、4ページの部分で、地域冷暖房が使われているときはなかなか大変だということを私自身も認識しております。この専門的事項等検討会とか東京都新築建築物制度改正等に係る技術検討会でも発言をしているのですが、例えば個別の電気熱源に全部ビルを替えてしまうというのは、なかなかスペース上、非常に難しいということがあります。地域冷暖房をある程度の間使い続けるということは必要だろうと思うのです。けれども、一方で、バイオマスの燃焼は大気汚染防止法の上乗せ規制でなかなか難しく、燃料の原単位を変えるのは非常に難しいのです。御質問としては、今のI-2の部分、20%以上の事業者が48%になっていますが、例えばこれはどのぐらいだったらいけるのかと。あるいは50%を超えるような物件では、大幅に削減を見込むことは困難なので、例えば45%くらいだったらいけるのか、例えば40%まで下げないといけないのか、この辺りの勘所を、大体と言いますか、お考えがもしあれば教えていただきたいというのが一つです。

二つ目はオープンデータの6ページの部分ですけれども、これに関しては、公表して国際会計基準などで事業所のエネルギー原単位を表示しなさいというようなこともあります。都が公表すると第三者データになるので、そういうものを御利用いただけないかというそういう背景もあるのです。公開してもらおうと、例えばそういう公的なものに使えるとか、そういうことを歓迎されるような意見が協会になかったのかというのを伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

○高村座長 ありがとうございます。では、安藤様、お願いできますでしょうか。

○東京ビルディング協会・安藤氏 御質問ありがとうございます。申し訳ございません。個々の具体的にじゃあ45%ならできそうとか、あるいは40%なのかという具体のデータは持ち合わせておりません。今後検討するに当たって、やはり実例としてこういった場合があるということが必要であれば、個々の声がある会員から少しヒアリングなどをして、また御相談をさせていただくということは考えたいと思いますので、その点は御容赦いただきたいと思います。かなり厳しいという話は、先ほど飯野海運さんのほうからもございましたとおり、実際そういう事例があるのだろうと私どもは理解しております。

もう一点、データのオープン化については、これはやはり今後いろいろなことを、政策も含めて、事業者としても周りがどういう状況にあるのかを把握する意味で、そういったデータを拝見できるということは意味があるのだろうとは理解しております。

ただ、個別の声としてあったのは、やはり原単位とかいう形で単純化されたデータでございます。その裏には個々の立地の状況とか、あるいは建築的な、計画的な個別の事情などもあったりして、その物件についてはなかなかいい成績を出せないという場合もあると聞いておりますので、そうした個別の状況が単純化された数値で誤解を与えないようにはしていきたいという声もあり、こういったことの個々の事業所のデータが単純な数字で一方的にミスリードされることのないような配慮というか、そういうことについても必要ではないかという意見でございました。

○高村座長 田辺先生、よろしいでしょうか。

○田辺委員 ありがとうございます。ぜひ、地域冷暖房のところは、私自身も建築の専門家で、大変実はなかなか難しい問題がいっぱいあると思うので、ぜひ実例などを御紹介いただきながら、また我々しっかり考えたいと思います。ありがとうございます。

○高村座長 ありがとうございます。

遠藤委員にこの後御発言いただくのですが、今、田辺委員から御質問があった2点目のところで、私も実は関連してお尋ねしたいと思ったところです。この公表内容のところですけども、御指摘あったように、できるだけ省エネ法等の国の報告の項目と平仄を合わせるといのは企業の事業者の皆さんの負担を生じさせないという意味で重要だと思って伺っております。

今、その原単位の例を出して、データの公表によってミスリードされないような、そうした配慮をいただきたいという一例をいただいたのですが、具体的に公表になじまないという項目として御指摘のある点といったような点はございますでしょうかというのが御質問でございました。もしよろしければ御回答いただければと思います。

○東京ビルディング協会・安藤氏 今ページが出ていますが、ここで○がついている原単位は、そういった個別の事情みたいなものは、各事業者がそれぞれ補足しながらPRなり資料提供というのをすればいいのだらうと思いますが、下で▲がついているような、既に御検討の中でも▲マークがつくようなものについては、これは場合によっては経営上の問題として、そこまではオープンにできないというような項目もあるのだらうと思いますので、そこは既に東京都の事務局側も十分考慮している点だらうと理解しております。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、お待たせいたしました。遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 私のほうからは、簡単にですが、その次の7ページ目のトップレベルですけども、インセンティブについて、補助金等が例示されていますが、会員企業さん等から、具体的に経済的なインセンティブで何か御意見が出ていれば、そちらの協会として把握しているものがあれば、お聞かせ願えればと思っています。

○高村座長 ありがとうございます。それでは、安藤様いかがでしょうか。

○東京ビルディング協会・安藤氏 ここは具体的に例示で挙げた補助金、補助金といっても、例えばこういうトップレベルの認定を取っていれば通常の補助率から割増しをしていただくとか、あるいは税制、これも具体的に税制を意図したものではありませんが、何らかの優遇措置、容積割増も同じようなものですが、こういった例示が会員のほうから声としてありました。それ以上の具体的なものについては、今のところ把握しておりません。

○高村座長 遠藤委員、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見おありの委員はいらっしゃいますでしょうか。もしなければ、既に制度の成立経緯をよく御存じの大野委員から御回答といたしましょうか、御説明があったように思いますけれども、事務局から、諸富委員からありました御質問について、お答えがも

しありましたらお願いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

○大谷総量削減課長 事務局でございます。諸富委員から御質問をいただきましてありがとうございます。一つはJクレジットの関係と、それからクレジットに関する御質問をいただいたところでございます。

大野委員からも御説明がありましたけれども、御質問への回答が事業所の皆さんからの御意見への回答にもなってしまうところがありまして、こちらについては、改めて、次回以降の検討会でこちらの考え方を整理して御提示をしてみたいと思います。よろしく願いいたします。

○高村座長 ありがとうございます。ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。東京ビルディング協会の安藤様、どうもありがとうございました。貴重な御意見をいただいて、改めてお礼申し上げます。もしよろしければ、このまま御出席いただければと思います。

それでは続きまして、次の意見表明者の御紹介を事務局からお願いをし、準備が整いましたら御説明を始めていただければと思います。

それでは事務局、よろしくお願いいたします。

○事務局 続いて3番目の意見表明者を御紹介いたします。3番目の御説明は、一般社団法人日本熱供給事業協会様となります。

一般社団法人日本熱供給事業協会様、資料の投影をよろしくお願いいたします。

では、熱協会事業様、投影の方をよろしくお願いいたします。

それでは発表のほうをよろしくお願いいたします。

○一般社団法人日本熱供給事業協会・松原氏 ありがとうございます。日本熱供給事業協会の松原と申します。本日は意見表明の機会をいただきまして感謝申し上げます。

私ども協会の意見表明は次の2点でございます。補足資料に従いまして御説明をさせていただきます。

1点目は、補足資料の2ページ目ではありますが、熱供給事業者から購入する熱の実排出係数についてでございます。

補足資料の4ページを御覧ください。検討会の資料によりますと、現行制度では、熱の排出係数を固定しており、熱供給事業者から購入する熱に含まれる環境価値を排出量に反映させることができないとありまして、したがって、熱供給事業者から購入する熱の排出係数を用いて排出量を算定するようにするけれども、その熱の排出係数は、地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度で算定される数値を使用するというふうでございます。

この点でございますけれども、この熱の排出係数の算定方法について意見を述べさせていただきます。補足資料の5ページ目を御覧いただければと思います。

熱の排出係数の算定については、エネルギーの有効利用制度で算定される数値を単純に使用するというのではなくて、制度対象事業所の年度排出量の算定方法と同様に、環境価値

の調達による排出係数の低減効果、これを反映するものとしていただきたいというところでございます。

具体的には、環境価値については検討会でも御議論されておられます再エネの自家発電や自家消費、それから事業所外の再エネの設置であるとか、小売電気事業者などからの購入、さらには非化石証書などの再エネ由来証書の直接購入、こういったものをぜひ御検討いただければと思います。

また、調達する電気の実排出係数による効果の反映についても、これも可能となるような制度としていただきたいと考えています。

加えまして、補足資料の6ページを御覧いただければと思います。熱の実排出係数は、熱供給事業者が通常販売する標準の熱に加えて、積極的に低炭素な熱を購入する事業者向けといたしまして、再エネ価値を反映した低炭素な熱を私ども販売できるように、温対法の電気の実排出係数と同様に、同地区での複数の実排出係数の反映が可能となるような制度としていただきたいと思います。

この点、参考でございますけれども、現在国のほうで、温対法に係るいわゆる SHK の検討会では、電気のみならず熱についても昨年より追加検討されておまして、今年の4月には、所要の法令改正が行われる予定と聞いておりますので、よろしくお願ひしたいと思ます。

2点目の意見でございますけれども、補足資料7ページ目に書いております熱供給事業者における基準排出量の算定方法について御意見を述べさせていただきたいと思ます。

補足資料の8ページ目を御覧ください。現在東京都様の大規模事業所への温室効果ガス総量削減義務と排出量取引制度において、用途区分ごとの排出標準原単位が設定されております。しかしながら熱供給施設は、事業所・医療・商業などが個別に持つ熱源システムを束ねている施設というふうになるため、新設する熱供給事業所の基準排出量の算定に際して、その排出標準原単位というのが設定されていないというような状況であります。熱供給施設は、個別で熱を購入する事業者の機能を肩代わりしているとも考えられますので、同様な扱いをしていただきたいと思っております。

補足資料の9ページ目を御覧いただければと思います。具体的には、用途区分ごとの排出標準原単位のように、排出標準原単位を設けていただきまして、その値は熱の販売量当たり、具体的にはその  $t-CO_2/GJ$  ということとしていただいて、基準販売熱量にそれを掛け合わせると、乗じて基準排出量を算定できるように御検討いただければありがたいと思ます。

設定するその排出標準原単位についてでございますが、これにつきましては、東京都内の熱供給事業者の実績値、これは2011年度と2012年度の2か年度の平均値でもあり、第三計画期間の他人から供給された熱の排出係数であるとともに、低炭素熱の基準でございます、 $0.060t-CO_2/GJ$  ということ御検討いただければ幸いです。

以上の点につきまして、何とぞ御検討いただければと考えております。本日はこのような機会をいただきましてありがとうございます。以上になります。

○高村座長 ありがとうございます。それでは、今、日本熱供給事業協会の松原様からいただきました御説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見ございましたら、Zoomの手挙げ機能を使ってお知らせいただければと思います。

それでは、堀江委員、お願いいたします。

○堀江委員 どうも御説明ありがとうございました。熱供給事業者の場合どういう扱いになっているかというところがよく分かりました。

それで、事務局への御質問になってしまうので、また、今ないしは次回ということで結構ですけれども、1番目の論点、環境価値の調達というものによる排出係数の低減というものが、熱供給の場合にも認められるべきじゃないかというお話につきましては、私も今お話を伺った限りでは、電気の場合と平行に認めてもいいようにも思いまして、先ほど来議論になっているカーボンニュートラルガスは別問題ということだと思っておりますけれども、それ以外の部分、その辺り、この熱については別扱いにしているという理由がきっと何かあると思うので、そこを教えていただければと思いました。以上になります。

○高村座長 ありがとうございます。こちら今、松原様への御質問ではなく、事務局にということであります。事務局のほうは、先ほどお答えいただいたようにまとめて次回以降のところでお答えいただくと思うのですが、しかし今、堀江委員からいただきましたように、事務局が検討すべき課題を明確にする意味でも、お答えは今ないとしても、指摘をいただけるとありがたく思います。

もし、松原様から何かありましたら、直接の御質問ではないと理解していますが、もしあれば、御発言いただければと思います。なければ、次に移ってまいります。

○一般社団法人日本熱供給事業協会・松原氏 座長ありがとうございます。繰り返しになる部分が多いと思いますが、補足資料の5ページ目、6ページ目に書いておりますとおり、私ども熱供給事業者といたしましても、私どもの需要家様が、昨今のカーボンニュートラル、ないしは脱炭素化の流れの中で、低炭素の熱が欲しい、カーボンフリーの熱が欲しいというようなお声を少なくなくいただいております。

そういったお声に真摯に対応すべく、現在は制度につきまして、熱供給事業者がコスト面も含めまして、先ほど来から出ておりますような再エネやクレジットもそうかもしれませんが、そういったよりCO<sub>2</sub>の少ない形での熱の製造、こういったものを需要家様に享受していただくと言ったらおかしいのですが、お声に応じていくような制度の仕組みというのを、ぜひ構築していただきたいということでもあります。

すみません、ちょっと御説明になっていないかもしれませんが、私のほうからは御要望させていただきまして、お答えにさせていただきたいと思います。

○高村座長 ありがとうございます。

ほかに委員から御質問、御意見をお願いできればと思います。

田辺委員、お願いいたします。

○田辺委員 ありがとうございます。たぶん地域冷暖房につないでいる大きなビルは、熱の

部分の原単位の低減というのが、なかなか現状の東京では難しいので、何らか地域冷暖房、面的利用は極めて効率的にできているわけですから、そのCO<sub>2</sub>を削減するという方法について、ちょっと知恵をめぐらす必要があるんじゃないかなと私は思っています。

そうしないと、結局それぞれのビルで個別に熱源を持ちなさいという話につながってしまって、都市の中でこうやって面的利用をしてきたものを否定するようなところもあるので、これは実は非常に長い、一回プラントをつくると、たぶん10年後とか20年後に効いてくるので、よく考えが整理されるといいなと、ちょっと意見表明なんですけれども。

それから、大規模に関しては、地域におけるエネルギーで、今後バイオマスの熱とか地中熱とか、風力・水力・バイオマスなんかも認めていこうというような方向性が都からも出ています。証書の部分はどうするかということはしっかり考えていく必要があるのですけれども、将来デマンドレスポンスだとか、需要をずらすときにもかなり重要な役目を果たすんじゃないかと思うのです。これも国際標準に従ってぜひ各国の例も見ながら進んでいくといいなと思っています。

デンマークとかは、実は熱を地域暖房につないだほうが脱炭素になるのです。そういうような国も出てきていますので、ぜひ需要家にとってもメリットになるように、せっかく集約されているので、そういうものが生きていくといいなと思っております。すみません、ちょっと意見でございますけれども。地冷の協会から何かあればお願いいたします。

○高村座長 ありがとうございます。今、田辺委員もおっしゃいましたように、むしろ御自身のおっしゃいましょうか、東京都の決意表明を促すものかと思いますが、もし松原様から何かありましたら、お願いできればと思います。なければ、次の委員の御質問に移ってまいります。

○一般社団法人日本熱供給事業協会・松原氏 ありがとうございます。まさにおっしゃるとおりだと思います。補足資料の6ページにも書かせていただきましたけれども、私どもの商品である熱について、先ほど来から申し上げておりますとおり、低炭素、あるいは脱炭素化された熱、CO<sub>2</sub>の出ないような形で製造された熱、そういったものをメニューとして販売できる、大規模な事業者さんのニーズによってはいろいろあると思うんですけれども、そういったことを欲している方々にはそういったメニューがつけられるんだというような、柔軟なというか、多様性をまさに、デマンドレスポンスではありませんけれども、そういった制度の構築について、ぜひ御検討いただけますと、私どもとしては大変ありがたいし、また事業者にとっても、そういった努力をしていくんだというようなインセンティブにもつながってくると思いますので、ぜひ御検討いただけますれば幸いです。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、村上委員お願いできますでしょうか。

○村上委員 ありがとうございます。今の点に関連して、やや初歩的な質問になってしまつて大変恐縮ですが、この6ページのスライドで、一番左にある「電気」「都市ガス」「再エネ」といったもので熱の実排出係数を下げていく可能性があるということだと思っておりますが、

具体的にはどこが一番可能性というか、あるんでしょうか。お話を伺っていると、電気の感じが多いのかなと思ったのですが、よく昔から言われております再エネ熱、太陽熱、地中熱、あるいは下水処理場などいわゆる捨てている熱、廃熱とか、そういったものがあるべく上位に来てほしいなという感覚がありますけれども、具体的にはどの辺りがあるかというところの感触を教えていただければと思います。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。それでは松原様、お答えいただくことができますでしょうか。

○一般社団法人日本熱供給事業協会・松原氏 御質問ありがとうございます。先生がおっしゃるとおり、様々な選択肢というか、メニューがあると思うのですが、電気はもちろんCO2を削減する、そういった再エネ電気を使うということも当然でございますし、現在でも、ごみ焼却場の廃熱であるとか、下水熱を使って熱をつくる場合のエネルギーを下げっていくとかございます。

これも時間軸で考えていく必要があると思っていて、ここ2~3年でやれと言われてできるようなことと、10年たって、あるいは20年、30年たたないとなかなかできないというようなメニューもあると思うのです。

先ほど来から御議論になっていますけれども、カーボンニュートラルガスのようなものもあるにはあるのですけれども、例えば長期的にはメタネーションによる燃料転換であるとか、そういったこともあると思いますが、ただ短期的・中期的に考えますと、先ほど言ったような、やはりできるところを最大限積極的に活用していくという観点から行きますと、やはり電気、再エネ電気の話、それから未利用エネルギーの活用によるCO2をより少ない形で熱を製造するという形。それから先ほど来から御議論に出ておりますようなクレジットとか、証書を使ってオフセットしていくというようなことも、これは現実解としては十分あるだろうと思っております。

その上で、削減したものをどの事業者さんにどういうふうに販売するような、そういったメニューづくりをしていくのかというようなことも、併せてやっていく必要があるだろうと考えていますので、そういった縦軸・横軸の中で、私どもとしては需要家の皆様方のニーズに可能な限り応えていきたいと考えています。

ちょっと雑駁ですが、そんなような枠組みで考えております。

○高村座長 ありがとうございます。村上委員、よろしいでしょうか。

○村上委員 ありがとうございます。

○高村座長 ありがとうございます。ほかに委員から、御発言、あるいは御質問の御希望はございますか。よろしいでしょうか。

堀江委員、お願いします。

○堀江委員 ありがとうございます。メタネーションの話が出ましたので、長期的な技術的なところでの御質問ですけれども、水素の直接的な、ちょっと熱事業と離れてしまうのでお聞きするお相手を間違っているかもしれないのですが、ガスに直接水素などを混焼してや

るやり方も議論されていると思うんですけれども、その辺り、実用化についてはどのようなステージになっているか、御存じの範囲で教えていただければと思います。

○高村座長 ありがとうございます。将来の技術の展開の見通し、あるいは現時点でどういう段階かという御質問かと思いますが、松原様、いかがでしょうか。もし、お答えがありましたらですけれども。

○一般社団法人日本熱供給事業協会・松原氏 御質問ありがとうございます。水素の混焼というような御質問がありましたが、まさに今、国のほうでも水素・アンモニア戦略など様々な課題、論点について議論がされているところでございまして、すみません、私どもといたしましても、その議論を注視しているところでありますので、現時点でどうだということは、なかなか私どもからはこの場では言えないということでもあります。いわゆる川上部門の動向を注視しているということでもあります。御理解いただければと思います。

○高村座長 ありがとうございます。ほかに委員から御発言、御希望ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、日本熱供給事業協会の松原様、どうもありがとうございます。御説明、質疑応答に丁寧に対応いただき、どうもありがとうございます。よろしければ、このまま残って御参加いただければと思います。

○一般社団法人日本熱供給事業協会・松原氏 ありがとうございます。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは続きまして、次の意見表明者の御紹介を事務局からお願いをし、準備が整いましたら御説明を始めていただければと思います。よろしくお願いたします。

○事務局 続いて4番目の意見表明者を御紹介いたします。4番目の御説明は、一般社団法人不動産協会様となります。一般社団法人不動産協会様、資料の投影よろしくお願いたします。

それでは発表のほう、よろしくお願いたします。

○一般社団法人不動産協会・竹内氏 改めまして、不動産協会の竹内と申します。本日は意見表明の機会をいただきまして誠にありがとうございます。早速でございますが、提出済みの意見要旨等に沿って、主に補足資料にて御説明をさせていただきます。

まず、当協会の概要でございます。

当協会は、不動産デベロッパーを中心とした157社の団体でございまして、会員会社は、新規の開発はもちろん本制度の対象となる大規模事業所も多く保有・運営しており、既に積極的な省エネ化、再エネ導入活用を通じてCO2排出量の削減に向けた取組を進めているところでございます。

続きまして本日の目次となりますが、本日は主に1の「キャップ&トレード制度」、それから2の「トップレベル事業書認定制度」について意見表明をさせていただきます。なお、さきに御説明いただきましたビルディング協会様と会員の重複等ございまして、意見表明内容の重複がございますこと、また既に委員の方から非常に難しいといった御意見もいただい

ていることもございますが、その辺りも含めてお聞きいただければと思っております。

まず4ページ目、こちら以降の資料の構成でございますが、上段が提出済みの意見要旨、それから下段が補足説明となります。

まず、キャップ&トレード制度における削減義務率・削減余地・履行手段拡充についてでございます。要旨に記載のとおり、一つ目としての実排出係数の採用、義務履行手段の拡充については賛同いたします。

一方で、二つ目としてその対象事業者の多くは、既に一定の対策済みであり、合理的な設備更新周期、対策余地等を鑑みますと、バックキャストでの次期削減義務率 50%は高いハードルと思料しております。

3番目として、義務率達成に向けた後押し、それから積極的な取組をさらに加速し得る規制・支援一体型の政策実行というものを要望させていただいております。

下段の補足説明ですが、一つ目としては、繰り返しになりますけれども、義務履行手段の拡大に賛同させていただくとともに、RE100といった国際認証との手段の整合・拡充を要望しております。こちら繰り返しになりますけれども、再エネ非化石証書の記載がございしますが、Jクレジット、非常に難しいという話もございましたけれども、履行手段の選択肢の一つとして認めていただきたいという形で書いてございます。

こちら話がございましたが、再エネ調達、証書市場等の状況というのは、今後見通しが立ちづらいところもございすし、事業者の努力が及びにくい部分でもございすので、期間中においても、履行手段の柔軟かつ継続的な見直しというものを要望させていただいております。

二つ目として次期削減率 50%というものについては、都のもともとの野心的な目標のバックキャストというところを前提としており、省エネ・再エネ、それから排出係数による達成の蓋然性というものも示していただいておりますが、繰り返しになりますけれども、多くの事業者が既に一定の削減対策を講じていることもあり、かつ最初に飯野海運様がお話されたとおり、設備機器の更新サイクルですとか、テナントとの協力・配慮、それから改修・投資への予見性といったところの物理的・経済合理性を鑑みた対策を、企業としてもその慎重に選択する必要があるというところから、高いハードルというふうに言わざるを得ないかと思っております。

資料には記載しておりませんが、都が示されたその削減義務率達成に向けた削減余地の積上げ試算においては、再エネ導入等による電力の排出係数の改善というものが比較的大きな割合を占めておりましたけれども、これはもちろん各事業者、事業所が一定の追加費用を投じて、実排出係数の低い再エネを導入できれば達成には近づくとおもいますが、仮にその電力全体の排出係数が都の試算よりも下がらない場合等、こちらまさに事業者の御努力に及ばない余地でもございすので、こちら今後の実態の状況等を踏まえて、必要に応じて削減義務率と評価等に対する柔軟な経過措置等も検討いただきたいという意見も受けております。

最下段でございますが、削減義務履行に向けて各事業所において、さらなる省エネ化への対応というところを期待する声というのも、委員の皆様からも御意見いただいているという認識でございますが、今回の制度強化、削減義務率の設定に合わせて、現行中小企業様への支援というものはあるという認識はありますけれども、本制度の対象となり得る大規模事業所への改修促進、また積極的な取組を加速させるため、もしくはその動機づけをさせるための独自の支援策の創設・拡充というものについて、こちら併せて方針を御提示いただければというふうに考えております。

続きまして、(2)の削減義務率の緩和措置でございます。

こちら今までも議論に出てきているところでございますが、一つ目、二つ目としては、やはり地冷、コジェネを多く活用している事業者における削減義務率は高いという御意見をいただいております。

今まさに直近にお話ございました熱事業者様の排出係数の改善余地、改善手法というものの柔軟な検討と履行手段の拡充というところを要望しております。

3番目として、少し外れますけれどもその他制度対象となる今回の大規模事業所というのが、削減難易度の高い複合用途であったり、権利者が複数となって主たる事業所の一存では削減策を進めることがなかなか難しい事例というのも存在しております。

また直近の新規参入事業所については、既に省エネ性能の高い設備機器の導入ですとか、再エネ活用が講じられている部分ございまして、以後の削減余地というのが限定的というところもございまして、ぜひその事業所の置かれている状況、備えている性能等についての柔軟な義務率の設定等を検討いただければと考えております。

下段の補足説明になりますけれども、これももう既出の意見になりますけれども、熱源設備ですとか、地冷の汎用設備の容量割合からして、2%の差は極めて少ないと。何パーセントかと聞かれると、なかなか物件ごとによっても異なる部分ございましてお出ししづらい部分ございましてけれども、まさにそのエネルギーの割合等が提起されていることから、一定程度の緩和措置みたいなものを要望させていただいております。

二つ目として、既存の物件のみならず計画書の新規事業所においても、省エネ、これはエネルギー全体の効率化という観点ですね。それからレジリエンス、BCPという観点。これを両立する観点からコジェネ、それから地冷の熱供給受入れというものを検討している物件が多く存在しております。

そのための地冷が既に各拠点に存在をして、コジェネ等を導入する大規模事業所が多く存在するこの東京という都市だからこそ、その先導的な取組として、かつメタネーションの移行期間に向けた暫定的な対応ということも踏まえて、カーボンニュートラル都市ガス、非常にハードルが高いと思っておりますけれども、こういったものも削減義務率の履行手段として加える検討を要望させていただいております。

続いて、排出量取引についてでございます。

上段の要旨に記載のとおり、超過削減量の上限引上げには賛同いたしますが、超過削減量

創出対象として、省エネ・再エネ、オンサイト・オフサイトに限定することなく、再エネ電力調達、再エネ由来非化石証書についても一定の条件を満たすものというものを前提で、創出対象とする検討を要望しております。

二つ目として、超過削減量とした創出されたクレジットの取引活性化、それから有効期間の制限の撤廃、これも既出の意見ではございますが、こういったものも要望しております。

下段の補足説明ですが、まず超過削減量に見込める再エネの範囲についての拡充という要望については、例えば証書イコール追加性なしと、一律に判断していただくのではなく、追加性を重視するという趣旨には適合する一定の条件の例えば証書については可とするといったような検討を要望させていただいております。

二つ目、これも既出の意見でございますが、排出量取引のマーケットが成熟していないという意見もございますし、手続に多大な時間とコストがかかるというところから、今後排出量取引が実質的な削減方法の一つになり得るかという懸念の声もございます。市場取引の活性化というところは必要かなというふうに考えております。

さらに最下段に※印で記載しておりますとおり、削減量の期間制限があることによって、こちら冒頭でお話があったかと思えますけれども、事業者・事業所の努力、削減努力が期間経過とともに、今、消えてしまうと。そうしますと、削減策を早期に実現するモチベーションが上がらないという点も憂慮されておまして、活用期間の撤廃というものを要望させていただいております。

あと非化石証書による超過削減量については、全て全量認めるというのは非常に難しいという理解をしておりますけれども、例えば次期期間への繰越しや同事業者が持っている他の事業所、削減が難しいと言われるような他の事業所の削減には充当できるといったような措置ができるというところを要望させていただいております。

続いて、評価向上に向けた内容の充実と再エネ利用に係る目標設定・取組情報の報告・公表の義務でございますが、こちら併せてお話をさせていただきます。

下段にある本項目の補足説明も極めてシンプルでございますが、環境局様からの御説明では、より多くの情報開示を通じて削減義務達成に向けた事業所の取組意識向上を図ること、それからそれを広く公表することで、気候変動に関連した情報開示に積極的に取り組む事業者の後押し、投資家からの評価につなげるということを企図しているということ十分受け止めてはおります。

ただ一方で、既に情報開示に積極的な事業者は自ら公表を進めておりますし、今やこういった情報開示の姿勢自体がステークホルダーに対する立派なアピール、企業としての差別化の手段にもなっております。

またこちらも話題となっておりますけれども、原単位等の情報が本当に投資家の判断に有効に活用されるのかといった点をはじめとして、詳細過ぎる情報というのは情報過多を招いて本質が捉えづらくなる恐れもあるというふうに考えております。

さらに各事業所の報告業務に係る人的リソースの限度というのもございます。しごく当

然の意見で恐縮ではございますが、いかに事業所にとって事務負担が少なく、また公開される情報が適切かつ実質的に活用される制度とするかについては、引き続き慎重に検討いただきたいと考えております。

続きまして最後の項目として、トップレベル事業所認定制度についてのお話となります。要旨といたしましては、認定に係るハードル、基準や手間に対する認定取得メリットの不足とか不均衡というところからの声がございまして、また近年、ESG 関連の認証はほかにも多数存在しているという状況から、認定数が低水準に留まって推移しているものと思料しております。

二つ目として、制度の実効性というものを保持するという観点において、手続のさらなる合理化、それから極めて高い認定基準をクリアした前提での認定取得インセンティブというものの拡充・検討を、要望していただいてもよろしいのではないかなという話でございます。

下段補足説明といたしまして、意見表明に当たり幾つかの会員企業にヒアリングを行いまして、参考情報として結果を次ページに列記させていただいております。

下段といたしまして、歴年の認証実績の推移ですとか、次ページにございます大手事業者のヒアリングの結果等から見ましても、現時点において、各事業所・事業者が積極的に目指す認証としての感度というものは残念ながら低い傾向にございまして、他の認証との比較論において、制度の形骸化というものを懸念しております。

また今回の制度見直しによって、事業所及び審査側の手続負担軽減策として、制度連携ですとか、記入負担の軽減というものが検討されておりますけれども、一方で既存評価項目の見直し、新規評価区分の追加もあり、これが実質的に負担軽減につながるかというところは分からない、未知数というふうに捉えております。

このような状況の中で、トップレベル認証取得インセンティブの御提案というか、御意見として、一つ目の (a) というところで、環境局様の案では、削減義務率の軽減は廃止し、代わりに超過削減量の上限を撤廃するといったようなインセンティブが示されておりますが、今回削減義務率引上げによって超過削減量の捻出の難易度が大幅に高まるということが予想されますので、第三期まであった削減義務率軽減のメリットは残しつつ、認定事業所による選択制ということを提案させていただいております。

(b) として、さらにこのトップレベル認証自体が、もう省エネ対策等において既に極めて高い基準をクリアしている事業所であるということを重視しまして、非トップレベル認証物件との比較において、超過削減量の創出手段を例えば限定しない等、こういったインセンティブ等の拡充も御検討いただければよろしいのではないかと挙げております。

一番下のところでございますが、当協会といたしましても、本認証の質というものの担保は非常に必要だというふうに考えている一方で、さらなる手続の負担の軽減、それから認定取得インセンティブを充実することによって、各事業所・事業者がこのトップレベル認証を目指したいというような、前向きに舵を切れる制度として設計いただいて、都が求める高性

能な建築物が増え、かつ都の排出量削減の加速というものにつながっていくことを期待しているところでございます。

最終ページは先ほど触れましたとおり、非常に細かい文字情報で恐縮ですが、あくまで参考情報として、お時間のあるときに御参照いただければと思います。

以上、すみません、かなり詰め込んだ形の意見表明となり恐縮でございますが、引き続き御審議のほどお願いいたします。改めまして、本日は意見表明の機会をいただきましてありがとうございました。

○高村座長 竹内様、どうもありがとうございました。

それでは、ただいま不動産協会の竹内様からいただきました御説明について、委員の皆様から御発言、御質問がございましたらお願いしたいと思います。

それでは、堀江委員お願いいたします。

○堀江委員 御説明どうもありがとうございました。いろいろな論点をお話いただいた中で、情報公開の論点というのは、今日初めて出てきた点かと思っております。

私の本業は、不動産や金融に特化した ESG のコンサルティングをやっておりまして、その観点から少しコメントということでは言わせていただきますと、原単位情報を、本当に投資家が使うのかというところがあったかと思うのですが、こちらに関しては、なかなか今活用されるような形で情報が提供されていないので困っているというのが、特にグローバルの投資家の実情というところかと思えます。

御案内かと思えますけれども、ヨーロッパなどでは EPC、省エネルギー性能評価証書という形で各物件に義務的にこの原単位、ないしそのランクというものが振られていて、これは取引のときに必ず相手に見せるということが義務化されているという状況ですし、例えばニューヨーク市などでいいますと、オンライン上の地図をクリックすると、そのビルの原単位ですとか、Energy Star におけるランク、これが誰でも見れると、こういう状況になっている中で、日本はそういう意味で、報告書とかいろいろな制度はあるんですけれども、情報公開という意味で困っているというのが正直なところだと思いますので、これは公開されれば活用するというニーズは間違いなくあるのかなと思っております。ぜひ御協力いただけたらありがたいと思っております。

以上、意見ということで述べさせていただきました。

○高村座長 ありがとうございます。御質問ではなく御意見ということではありますけれども、もし竹内様から何か御発言の御希望がありましたらと思いますが、いかがでしょうか。

○一般社団法人不動産協会・竹内氏 堀江委員、貴重な御意見どうもありがとうございました。おっしゃるとおりで、活用されるように公開されていないという状況も当然あると思いますし、ただ、今まで我々も、必要に応じては当然その投資家様に例えば売却をされる際にはきちんと情報を開示するということは行ってきた部分もございますので、今までのものを変えるというのはなかなか勇気の要る話でもございますし、本当にそれがオープンデータ化されてきちんと使われるのかどうかということに若干の不安もございますので、そ

の辺りも含めたところで御配慮いただければという趣旨での御意見でございました。貴重な御意見、どうもありがとうございました。

○高村座長 ありがとうございます。

続きまして、遠藤委員お願いできますでしょうか。

○遠藤委員 ありがとうございます。私からは、先ほど来の議論に重なるのですが、5ページの削減義務率の緩和のところで、田辺先生からも何度か御質問があったところですが、熱供給事業協会さんからの御提案のように、熱のメニューで低炭素メニューが選べるということで、完全に反映できるということになると、緩和措置に関しては課題が解消できるというふうに考えていいのかと思ったのですが、そういう御意見が特段今ここには書かれてはいないのですが、そういう認識もあると考えていいのかという話です。

それから、それは同時にカーボンニュートラル都市ガスについても、今は国際的な水準とずれがあるということですが、そういう枠組みに合致するような都市ガスメニューが出てきて、具体的に反映できるということになれば、特に緩和措置については課題が解消できるという認識で、ここには書いていないのですが、共通認識なのかどうかというところを確認させていただければと思います。

○高村座長 ありがとうございます。こちらは竹内様、いかがでしょうか。

○一般社団法人不動産協会・竹内氏 遠藤委員、御意見、御質問ありがとうございます。

まず一点目の熱供給事業者様から低炭素メニューが選べればということでございました。まさにここはおっしゃるとおりでございまして、厳密には書いてはいない、言外かもしれませんが、②の辺りの熱供給事業者様からの排出係数の改善余地というか、要は、我々としては熱供給事業者様が持っている排出係数というのをそのまま取り入れてくるという考え方になりますので、先ほど御提案のあったような熱供給事業者様側での排出係数の改善があれば、ある意味実排出係数というか、よりその効果が反映された係数を採用できるようになれば、必ずしも今のその48というのが極めて高いところまではならないかなとは思っています。

まさにそういった、今、要は我々としても他から、我々の影響力が及ばないところ、ある意味努力すればいいものであれば何とかする部分もあるのですが、そうじゃないところでの削減率を求められるとなかなか厳しいというところの御意見と捉えております。

二つ目のカーボンニュートラル都市ガスも全く同じ話でございまして、まさにメタネーションというものが早期に実現できれば最も喜ばしいことではあるのですが、まだまだ、それこそ2030年目線では非常に厳しい状況かなと思っておりますし、一つございますのは、下の●の二つ目ぐらいに書かせていただいておりますが、我々も絶対的にそのガスを使わなければならないという状況では当然ないのですが、一方で、都市に求められているものというのが、当然脱炭素だけではなくて、レジリエンス、分散電源ですとか、企業のBCPといった観点、それからコジェネを使うことによってエネルギー全体の効率化というもの、こういったものが図れていると思っておりますし、逆に言うと東京都様のほうでも、

地冷をうまく活用する、面的なエネルギーマネジメントみたいなものを推奨されているという部分もございますので、事業者としてはある意味よかれと思って、何か非常時にも備えてよかれと思って採用しているものにもかかわらず、それをカーボンニュートラルという観点だけにおいて言うと、要は何も打てる手がないのです。というところについて、非常に逡巡をしているというか。

だからこそ、何か移行期間の間だけでもそういったものに対応できるものがないかというところではございますので、逆の考え方として、そういったものがきちんと評価されるような手法等が出てくるのであれば、もちろんそれで代替できるかなとは思っておりますし、ガスを使っていることが悪とは言わないですけども、そういった評価になることは非常に残念なところなので、ぜひこの辺りはまさに東京都様だからこそたぶん考えられること、地冷なり、コジェネなりをたくさん使われている事業者が多い都市だからこそ考えられるところかと思って書かせていただいているところでございます。長くなりまして、申し訳ありません。

○遠藤委員 ありがとうございます。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、田辺委員お願いできますでしょうか。

○田辺委員 今、遠藤委員から御質問があつて、大変いい議論ができていると思うのですが、やはり特に面的利用に関しては、すぐ変えられないんです。たぶん20年とか30年先を見据えて今のプラントとかを設計計画されているので、そのトランジションをどう考えるかというのは非常に重要で、どういう都市の姿になっていくかというそういう絵姿がないと、なかなか厳しいところがあるのかなと思います。

大変正直にいろいろお答えいただいて、大変私たちにとっても非常にいい意見をいただいたと思っております。

1点質問ですが、最後のトップレベル事業所の8ページの部分ですが、もともとこのトップレベル事業所ができた背景は、良いビルを褒めるということはあるわけですが、制度の当初、大野委員などのお手伝いをさせていただいたのですが、省エネ性能が非常に高いビルが建っている。そうすると、削減義務がなかなか厳しいので、早く省エネ措置をやった建物にアーリーアクションとして認めて削減義務率を少し緩和してはというのがもともとのアイデアで、こういうビルがあまり増え過ぎると実は困るわけで、総量の削減はもっとほかのビルにしてもらわないといけなくなりますので、そういう意味で、ここに書かれていることだと、皆さんもう大体いいよということは、トップレベル事業所のアーリーアクションとしての役割はもうある程度終わったという認識でいらっしゃるのか。前の8ページのところには、でも認められたら削減義務のメリットは残してほしいと書いてあるので、アーリーアクションみたいなものをして、まだあることが必要なのか、それとももうほかのESGのラベルでほぼ同じことができるからトップレベルとしての役割は、アーリーアクションとしての役割はある程度終わってしまったとお考えのところが多いのか、感触だけでも教え

ていただけるとありがたいです。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、竹内様いかがでしょうか。

○一般社団法人不動産協会・竹内氏 田辺委員、御質問ありがとうございます。また、熱供給に関する御意見もどうもありがとうございます。

ちょっと難しいところではあるのですが、言葉を選ばずに申し上げますと、今もう既にトップレベル事業所が各事業者においてまさに目指したいという制度から少し外れてしまっている感がまずあります。

これは、もしかしたらそのアーリーアクション、要はある程度もうやれることはやって、既存の事業所であればやれることはやってきていて、かつ新規事業者であれば、かなり高い環境性能を求められるというところから、先進的に取り組んでいるというところもあるので、そこについて、すごく余地があって、もっともっと削減義務率を高いところで達成できるかと言われると、経済合理性も含めて考えたときに難しいところはあるのかなというところは一つあると思います。

まさにアーリーアクションをしたことによって得られるメリットというか、箔というか、そういったものが、たぶん制度創設当時は、おっしゃっていただいたアーリーアクションによってのメリットというところと、しっかりトップレベルで頑張ったというところの箔というか、格付といったものも含めてアピールする手段としてできたと思うのですが、それが時代も変わって、それ以外の総合的な指標等が使えるような時代になってきているとすると、もしかしたら、少し役割という意味では改めて考えるというか、そういうものも含めた認定制度の在り方というところは、考えていただくのがよろしいのではないかと、ちょっと思っているところではございます。

○高村座長 ありがとうございます。

田辺委員。

○田辺委員 ありがとうございます。もう大変正直にお答えいただいて、大変参考になります。いい議論ができています。ありがとうございます。

○高村座長 ありがとうございます。ほかに委員から御発言、御質問はありますか。

それでは、遠藤委員お願いします。

○遠藤委員 続きの議論で恐縮ですが、今トップレベルのインセンティブについて、(a) (b) という具体的な提案をいただいております。すごく参考に、特に選択制という話もすごく画期的だと思っております。

ただ一方で、なかなか削減量でインセンティブをつけるというのが、今後、そういうインセンティブのつけ方というのがなかなか議論としてやりにくくなってくると感じております。そういう意味では、もうちょっと、ちょっとギラギラして恐縮ですが、経済的なインセンティブというものもあるんじゃないかと思っています。そういった意見が何か会員企業様の中からあれば、先ほどのビル協さんへの質問と一緒に、あればお話いただけ

ばと思っております。

○高村座長 ありがとうございます。竹内様、いかがでしょうか。

○一般社団法人不動産協会・竹内氏 遠藤委員、御意見ありがとうございます。

ビルディング協会様のときにも質問がなされていて、自分も聞かれたらどう答えようかと少し考えてはいたのですが、正直そこについては、特段経済的なインセンティブがということまでは話としてはありません。当然のことながら、補助金が少し受けられたらいいよねとか、そういう意味で申し上げると、まだそのレベルに行かないというか、そういったものが当然あったら、ただあったから動機づけになるかということになると、なかなかそこまでのところではないかと思っております。

○遠藤委員 感触が大変よく分かりました。ありがとうございます。

○高村座長 ありがとうございます。

続いて、大野委員お願いできますでしょうか。その後、村上委員お願いいたします。

○大野委員 ありがとうございます。本当に大事な議論をしていただいてありがとうございます。

私から特に1点端的にお聞きしたいと思っておりますが、トップレベル事業所については、その経緯については田辺委員からもお話がありました。まさにそのとおりだと思います。

お聞きしたいのは、トップレベル事業所は、今までも御努力いただいて既に取られている方については、今までの御努力との関係で何らかの継続が必要だと思いますが、端的に言って、これから新規については、トップレベル事業所はもうやらないと、仮にそういう判断をした場合に、それでは困るという層がおありでしょうか。その点について御意見をお聞かせ願えればと思います。

○高村座長 なかなか率直な御質問ですけれども、竹内様、いかがでしょうか。

○一般社団法人不動産協会・竹内氏 大野委員、御意見ありがとうございます。

ここはちょっと会員にそういう聞き方をしていないところもございますので、私の団体という立場からは申し上げづらいところではあるのですが、制度として必要ないということは全く申し上げるつもりはなくて、こういった一つの指標としてかなりしっかりと考えられた制度だとは認識しておりますし、こういったものを目指したい方がいらっしゃる場合には、目指すべき指標だとは思っております。

これを本当に、今、例えば去年だとトップレベルは10件とか10数件だと思いますが、これを例えば30件にしたいのか、10件のままでいいのかというところの議論も含めたところでの話かとは思ってまして、今回新規の建築物環境計画書制度との連携ということもお話ございましたので、もしかしたら、今新しく出てくる建物はそういったものが、多少手続論の中でしやすくなるということであれば、目指すところが出てくるかもしれないというところはあるので、選択肢として残していただくこと自体は、全くもって否定するものではないと考えております。

- 高村座長 大野委員、よろしいでしょうか。
- 大野委員 ありがとうございます。よく御意見を踏まえて検討したいと思います。
- 高村座長 それでは村上委員、その後、堀江委員お願いいたします。
- 村上委員 ありがとうございます。少し離れますけれども、よろしいですか。続きだったら堀江委員に先にしてもらったほうがよろしいかと思いますが。
- 高村座長 堀江委員、今までの議論にトップレベル事業所のところに関わるお話でしょうか。
- 堀江委員 トップレベル事業所には関わりますが、別の論点です。いかがでしょうか。
- 高村座長 分かりました。それでは村上委員、先にお願ひできればと思います。
- 村上委員 すみません、ありがとうございます。資料の5ページぐらいのところにあったかと思いますが。新規参入事業所さんについて、こちらのプロフィールについてコメントというか、御意見をいただければと思います。と言いますのが、非常に局地的なことだと思うのですが、たまたまりノベーションをして古いビルなんだけれども、それをうまく活かすことによって、実はビルを壊してまた建てることに伴うCO2削減効果もあるのではないかということに着目して、事業の良さというか、まちづくりに対する貢献をされたいというようなスタイルの不動産事業者さんから幾つか御意見をいただいたことがあったという背景での御質問ですが、例えば、それによるCO2削減効果というのは、恐らく今の削減していくという話と全然違うところに起点があるものだと思うのですが、新規参入というのがほぼ新築の感じの方々なのか、そういったリノベーションをしてこられようという方も増えているような感じなのか、その辺り、新規のプロフィールを教えていただければ大変ありがたく、参考にしたいと思います。よろしくお願ひします。以上です。
- 高村座長 それでは、竹内様いかがでしょうか。
- 一般社団法人不動産協会・竹内氏 村上委員、御意見どうもありがとうございます。
- 今こちらで書かせていただいている内容については、どちらかといえば、我々の業界団体としての主業というか、それがまだまだ新規、新築、新規開発といったところがございますので、そちらを前提には置かせていただいております。
- ただ、おっしゃるとおり、本当に建て替えるだけが全てというところではなくて、一部リノベーション、それこそ用途変更も含めてやったりするものもございますし、実際「がわ」だけ残してみたいなところ、リファインみたいな建築も取り組んでいる会員企業もございますので、今後はそういったものが、当然あとはビジネス目線に乗っかるかどうかも含めて、あとはいろいろな法規制ですとか、そういったものもございますので、そういったものでしっかり累計として増えていくようであれば、そういったものも当然世の中には出てくると思いますけれども、今の段階では、ここの部分の目線については、基本的には新築の建物というところを想定している御意見とさせていただきます。
- 村上委員 ありがとうございます。
- 高村座長 ありがとうございます。今、村上委員と竹内様のところでやり取りをいただき

ましたけれども、確かにライフサイクルの建築に関わるCO2を考慮して、リノベーションの活用というのを進めていらっしゃる事業者さんはいらっしゃると思います。これは、仮に次の計画期間でないにしても考える必要がある論点ではないかと個人的には思っております。ありがとうございます。

それでは、堀江委員をお願いします。

○堀江委員 ありがとうございます。トップレベル事業所のお話に少し戻らせていただくのですが、竹内様の御指摘の中で、トップレベル事業所というのが、仮に経済的インセンティブがあったとしても、それだけでどんどん取ろうというところにはならないのではないかと御指摘があったと思います。これは非常に重たい御指摘だと私は受け止めております。

要は、制度自体の魅力をもう少し上げなくてはということをおっしゃっていると思うのですが、具体的にはどういう方向が考えられるかということです。例えば、仮説として、一つには非常に取得するのが大変なので、もうちょっと簡易な制度にしてほしいとかというのは恐らく想像がつく一つの方向だと思うのですが、あるいは先ほどレジリエンスなんていうお話も出ましたけれども、エネルギーのところを中心としつつも、レジリエンスとか、場合によっては最近よく言われておりますウェルネス、ウェルビーイングとか、そういう要素をもうちょっといろいろ見てほしいとか、そういう可能性もあるかなと思っておりますけれども、制度自体の魅力をもうちょっと高めることについては、会員企業様から何か御意見は出ていらっしゃいますでしょうか。

○高村座長 ありがとうございます。竹内様、お願いいたします。

○一般社団法人不動産協会・竹内氏 堀江委員、どうもありがとうございます。

今まさに、経済的なインセンティブがあってもというのは私のほうでも言い過ぎた部分があるかと思うのですが、一つは、やはりこれはあまりお話をするつもりはなかったのですが、アンケートをしている中で、もともとの聞き方としては、「過去に認定を取ったことがありますか」「検討したことがありますか」「今後どうされますか」という聞き方をして、非常に簡易的なアンケートではあるのでこれは全てではないという前提で聞いていただきたいのですが、一つはやはり手間の話は非常に多く出てきます。

確かに非常に細かい項目の中でやらなくてはいけないところはあるのですが、一つ聞いた話だと、細かい話ではすごく多くのファイルをかなり用意して準備をしないといけないとか、逆に言うと、そこまでしてやっているものに対するメリットというか、釣り合いというか、ここはたぶん非常に大きい。

それが一つあるとすると、下のほうの紫で書かせていただいたとおり、具体的に本当にやってみたときに、どういう手続の軽減が図られたのかという具体的な話だったり、どういう形で認定取得のメリットが考えられたものかというのを見て、今後の取扱いについては判断をしたいという声は多くございましたので、決してその制度自体を無視するとかそういう

う話ではなくて、きちんと今後の考え次第ではまだまだ可能性はあるのかなと思っています。

しかし、そうであるものの、やはり一声聞くと、かかる手間、手続、ほかの認証でも当然手続はかかるのですけれども、いずれもやはり、設計手続や認証手続のフローの中で、ある程度ルーチン化できる部分もある中でいうと、やはりトップレベルについては更新をするのも結構一手間ですし、当然取りに行くのも一手間ですしというところで、途中で断念されるケースも結構あるようなので、そういったところの部分というのは、一つ大きなところとしてはあるかなと思っています。

繰り返しになりますが、レジリエンスとか、ウェルネスとか、ウェルビーイングとかの評価をいただくのは全然構わないことです。むしろ歓迎したいところだと思います。すごく重要な観点だと思います。ただ、それよりもやはり手間という部分が、もう少し見える形で、決して基準を下げるという意味ではなくて、手続論の中で軽減されるのであれば、もう少し取り組みやすくなるという部分ではあるのかとは捉えているところでございます。

○高村座長 ありがとうございます。

それでは、田辺委員お願いできますでしょうか。

○田辺委員 時間があれば、先ほど村上委員から非常にいい質問をいただいたので、少し都が回答しづらいでしょうから、私からお話ししたいと思います。ライフサイクルのCO2はやはり非常に建築の場合重要でして、コンクリートや鉄、建設材料はつくるのに非常にCO2を出しています。運用時オペレーショナルと呼んでいるのですけれども、将来的にはこれはだんだんゼロに近づいていくので、エンボディードと言われるのは非常に重要視されています。

その中で、建築規制に乗りやすいのはアップフロントと呼ばれるのですが、建材とか資材とか、これの製造時のCO2。ですから現場の施工のときに重機を使っているとか、トラックで運んでくるとか、この部分を規制しようという動きは海外にはありまして、デンマークでは、もう実は建築規制の中にそういうものが取り入れられています。ヨーロッパのようになり成熟した町であれば、どんだんリノベというのもあると思うのですが、まだまだ東京はレジリエンスの問題とか、ダイナミックな発展をしているので、この辺りをどう考えていくかだと思います。

環境計画書では、既にこのエンボディードの部分を計算して、段階1、2、3というのをつけていこうという案が東京都から出てきておりますので、そういったものが新築とか、あるいはリノベーションなどを促していたり、木造を促していたり、私はそういうことに期待をしております。以上です。村上委員、すみません、よろしいでしょうか。

○村上委員 すみません、ありがとうございます。またこの話はいずれいろいろとお伺いできればと思います。

○田辺委員 よろしく申し上げます。国もカーボンゼロ建築協議会というのを立ち上げられて検討されるということになっております。以上です。

○高村座長 ありがとうございます。ほかに御発言を御希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

実は、想定をしていた時間を大きく超えて御質問、御意見、そして竹内様から御回答をいただきました。特に御回答をいただいた竹内さん、どうもありがとうございました。

もしほかに御質問、御意見がございませんでしたら、不動産協会の竹内様の御説明は以上とさせていただきますと思います。どうもありがとうございます。

○一般社団法人不動産協会・竹内氏 いろいろぶしつけな発言もあったかと思いますが、引き続き御検討いただければと思います。よろしくお祈いします。ありがとうございました。

○高村座長 とんでもありません。ありがとうございました。

それでは、以上で予定をしておりました四つの意見表明をいただいたところでございます。改めまして、飯野海運様、東京ビルヂング協会様、日本熱供給事業協会様、そして今お願いいたしました不動産協会様、御説明いただきました内容について、もし委員の皆様から追加で御質問、御意見などがあるようでしたら挙手で教えていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。あるいは御感想、論点の御指摘でも結構かと思いますが、遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 私はどちらかというと建物側の観点で拝見させていただいていたのですが、やはり第四期に向けては、なかなか改修のタイミングが合わない事業者さんがたくさん出てくるのではないかという指摘もあって、そういう時期的なものを合わせるようなメカニズムが要るのではないかとちょっと感じました。

一つは、先ほど来御要望がよく出ていたのは、バンキングの期間を撤廃してほしいというお話があったのですが、例えば、もっと延長できるとか、建物の改修計画に応じて延長できるとか、そういう柔軟な対応も一つあるのかなと思って聞かせていただいております。

それから、やはりどちらかというと削減の手法のほとんどが建物側ではなくて、やはりそれ以外の部分ということになっているようなので、何とか柔軟性のある仕組みづくり、メカニズムがこの制度の中に入っていないと対応が難しいのかなと思って聞いておりました。

そういう意味では、将来的にどんなクレジットが評価の対象になるかというのが分からない状況だと、ある程度最初からその時点では評価されないけれども一応届出ておいていただいて、5年後総まとめの2030年時点で、最終的には、これとこれとこれはやっぱり認めましょうみたいなお話になるときに、すぐに対応できるように、何かあらかじめ届け出ていただいて、希望者だけでも届け出ていただけるような対応というのも、必要というか、あるのかなと感じております。私からは以上です。

○高村座長 ありがとうございます。ほかに委員から、御質問、あるいは御意見がございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。本日四つの意見表明者の皆様から御意見をいただきました。私自身伺ってしまして、この東京都のカーボンハーフに向けた非常に重要な施策について、大変建設的な、具体的な御提案も含めて建設的な御意見をいただいたと思っております。したが

って、そうした意見も踏まえて、やはりこれら論点について、引き続き検討会でも議論をし、検討したいと思っております。

改めて、本日意見表明をいただきました四つの企業・団体の皆様に、改めてお礼を申し上げます。

もし委員から、御質問、御意見が追加でございませでしたら、以上で全ての議事について検討を終えたということで終了としたいと思いますけれども、委員の皆様、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、進行を事務局にお戻ししたいと思います。

事務局、よろしく願いいたします。

○大谷総量削減課長 高村座長ありがとうございました。また委員の皆様、また意見表明者の皆様、本日は誠にありがとうございました。

本日頂戴しました御意見も踏まえまして、引き続き検討を進めてまいりたいと思います。

また、意見表明者の募集の際には、本日御出席いただいた皆様のほかにも複数の事業者の皆様から制度改正に関しましてお問合わせをいただいたところでございます。個別に寄せられました御意見も大切にしながら、今後も丁寧に制度検討を行い、御理解をいただくように努めてまいりたいと思います。

最後に今後の制度検討スケジュールについて、私のほうから御説明をいたします。

投影しております資料の4でございます。本検討会、全7回程度の開催を予定しております。本日が中段にございます第4回の検討会ということでございます。今年度内に計5回程度の開催を予定しております。来年度、令和5年4月以降に中間の取りまとめを行いまして、パブリックコメントを経て、第四計画期間の制度について取りまとめを行っていく予定でございます。

制度検討のスケジュールについては、御説明は以上でございます。

### 3 閉 会

○大谷総量削減課長 以上をもちまして、本日の検討会を終了いたします。

本日はお忙しい中、検討会に御参加いただき、誠にありがとうございました。

(了)